# 民法等の一部を改正する法律の 施行期日について

令和7年11月 法務省民事局

民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)の施行期日

## 令和8年4月1日

#### 民法等の一部を改正する法律の概要

- ① 親の責務等に関する規律を新設
- ② 親権・監護等に関する規律の見直し
  - ・ 離婚後の親権者に関する規律を見直し
  - 親権行使に関する規律を整備
  - ・ 監護の分掌に関する規律等を整備
- ③ 養育費の履行確保に向けた見直し
- ④ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
- ⑤ その他(財産分与・養子縁組に関するルール等)の見直し

### 養育費等に関する経過措置

- **養育費債権の先取特権** 【改正法附則第3条第1項】 <u>施行日前に養育費等の取決め</u>がされた場合には、 施行日以後に生じた各期の定期金に適用される
- O 法定養育費 【
  改正法附則第3条第2項】
  施行日前に離婚した場合等には適用されない
- O 親権者変更 【改正法附則第6条】 施行日前にされた親権者変更の申立てについて、 家庭裁判所が<u>判断をする時期が施行日後</u>となる場合には、 単独親権から共同親権への変更が可能

#### 閣議決定

令和7年10月31日閣議決定(11月6日公布)